

春日部市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

春日部市予防接種健康被害調査委員会条例（平成17年条例第110号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条及び <u>第9条</u> に規定する予防接種により発生した健康被害（以下「健康被害」という。）の適正かつ円滑な処理に資するため、春日部市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	(設置) 第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条及び <u>第9条並びに結核予防法（昭和26年法律第96号）第13条</u> に規定する予防接種により発生した健康被害（以下「健康被害」という。）の適正かつ円滑な処理に資するため、春日部市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。